

問題 1. 外為法第 48 条第 1 項では、「国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の (A) は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。」と規定されている。(A) には、「居住者」が入る。×

問題 2. 本邦にある貿易会社 X は、輸出令別表第 1 の 2 の項に関連する貨物を中国のメーカー Y から輸入し、米国などで販売する予定である。輸出令別表第 1 の 2 の項は、NSG (原子力供給国グループ) の規制であるから、同サイトにある英文の規制リストを参考に中国のメーカー Y に該非を確認するとよい。○

問題 3. 外為令別表の 1 の項は、「輸出貿易管理令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術」と規定されている。したがって、「輸出貿易管理令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るプログラム」は外為令別表の 1 の項に該当しない。×

問題 4. 本邦にあるメーカー X は、横須賀にある在日米軍基地に輸出令別表第 1 の 7 の項 (1) に該当する集積回路 (総価額 200 万円) を修理用の部品として納品する予定である。この場合、輸出にあたるので、輸出許可が必要である。×

問題 5. 本邦にある貿易会社 X は、レバノンにあるメーカー Y から、輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する無機繊維 1 トンの注文を受けた。用途を確認したところ、通常兵器であるマシンガンの製造に使うと電子メールで連絡を受けた。この場合、貿易会社 X は、通常兵器キャッチオール規制の用途要件を満たすので、輸出許可申請が必要である。○

問題 6. 外国ユーザーリストは、大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件に関するリストである。×

問題 7. 本邦にある貿易会社 X は、先月、ニューヨーク支店を開設した。当該ニューヨーク支店は、法人として「非居住者」にあたる。○

問題 8. 本邦にあるメーカー X は、米国にある子会社に自転車部品製造のため、輸出令別表第 1 の 15 の項 (1) に該当する無機繊維 (総価額 4 万円) を輸出する予定である。この場合、メーカー X は、少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。○

問題 9. 本邦にあるメーカーXは、来年から毎月、シンガポールにある子会社Y向けに輸出令別表第1の6の項(2)に該当する数値制御工作機械の輸出を予定している。この場合、一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を取得すると良い。×

問題 10. 本邦にあるメーカーXは、輸出令別表第1の2の項(12)に該当する測定装置1台を取得している特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用して、韓国にあるメーカーYに輸出した。この場合、メーカーXは、この輸出に関する資料を輸出時から少なくとも7年間保存しなければならない。○

問題 11. 本邦にあるメーカーXは、米国にあるメーカーYから製造請負の引き合いを受け、外為令別表の2の項に該当する設計図面αを入手した。自社で製造が可能か検討したが製造コストが見合わないため、断念することにした。メーカーXは、来週、国際郵便で設計図面αをメーカーYに返却する予定であるが、この場合、役務取引許可は不要である。×

問題 12. 本邦にあるメーカーXは、6ヶ月前に米国にあるメーカーYから、輸出令別表第1の6の項(7)に該当するロボットα(総価額300万円)を輸入したが、故障したため、修理のためにメーカーYに送り返す予定である。この場合、メーカーXは、無償告示により輸出許可は不要である。×

問題 13. 外為法第55条の10第1項では、「全ての輸出者等は、輸出者等遵守基準を定めなければならない。」と規定している。×

問題 14. ワッセナー・アレンジメント(WA)は、地域紛争防止の観点から、通常兵器の過度な蓄積の防止を目的としている。○

問題 15. 本邦にある貿易会社Xは、本邦にあるメーカーYより、製品αを購入し、該非判定書を入手したところ、リスト規制非該当と記載があったので、そのまま該非判定書を再チェックすることなく、輸出した。輸出後、メーカーYから、製品αは、輸出令別表第1の4の項に該当することが判明したと連絡があった。この場合、外為法違反に問われるのは、メーカーYであって、貿易会社Xではない。×

問題 16. 本邦にあるメーカーXが、輸出令別表第1の3の2の項(2)3に該当する遠心分離機1台をコロナウィルス研究に用いる米国の大学Y向けに輸出する場合、輸出許可は不要である。×

問題 17. 輸出許可の具体的な申請先や具体的に必要な書類は、役務通達で規定されている。×

問題 18. タイからの留学生Xは、来日から5ヶ月を経過した。この場合、留学生Xは、非居住者として扱われる。○

問題 19. 外為法等遵守事項では、子会社及び関連会社に対し、安全保障貿易管理に関する適切な指導を行うことが求められている。○

問題 20. 輸出許可申請書に記載の経由地とは、貨物が仕向地に至るまでに積み替え、又は陸揚げされる場所をいう。○

問題 21. 特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可で輸出できる規制対象貨物は、輸出令別表第1の中欄に掲げられている全ての規制対象貨物である。×

問題 22. 一般包括許可及び特別一般包括許可の申請先は、経済産業省の安全保障貿易審査課である。×

問題 23. 本邦にある貿易会社Xは、タイにあるメーカーYから、輸出令別表第1の16の項に該当する炭素繊維を購入し、パキスタンにあるメーカーZに売却する予定である。当該炭素繊維は、タイのメーカーYからパキスタンのメーカーZへ直接輸出される。貿易会社Xは、メーカーZを調べたところ、外国ユーザーリスト掲載企業であることが判明したが、用途はエアコンの部品製造と確認できている。この場合、貿易会社Xは、外為法第25条第4項の仲介貿易取引許可の申請は不要である。○

問題 24. 経済産業大臣は、外為法第53条第1項に基づき、外為法第48条第1項に違反した者に対し、行政制裁を科することができる。○

問題 25. 本邦にある X 大学の甲教授は、海外の学会で、外為令別表の 9 の項に該当する暗号通信技術について講演をする際、参加者が特定の大学の研究者に限定されていたとしても、役務取引許可は不要である。×

2021年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第54回)

(STC Associate)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びヘの規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規程の届出等について」の（別紙1）に記載されている。
輸出令別表第3	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
輸出令別表第3の2	アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン
輸出令別表第4	イラン、イラク、北朝鮮
リスト規制該当貨物（技術）	輸出令別表第1（外為令別表）の1から15までに該当する貨物（技術）をいう。
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物